

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和6年4月26日（金）午前10時00分から午前10時40分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、足立委員（◎委員長） （事務局）総務課 尼子課長、中川係長、大喜多 （説明員）橋本職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TEL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （1） 令和5年度の職員の処分について
- （2） 職員団体の登録事項に関する報告について
- （3） 令和6年度研究会等への出席に係る調整について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 令和6年4月26日 午前10時00分～午前10時40分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、足立委員
- ・出席職員 橋本職員課長
- ・事務局職員 尼子事務局長、中川書記、大喜多書記

【事務局】

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいます、誠にありがとうございます。
令和6年度第1回公平委員会を開催いたします。

それでは、早速ですが、議事の進行につきましては川端委員長にお願いします。よろしくをお願いします。

【委員長】

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 令和5年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

用意しました資料5ページある資料をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和5年度の懲戒処分の内容でございます。それぞれ簡単に概要の説明をさせていただきますと思います。

まず1ページ目ですが、処分をされた者は、企画振興部の会計年度任用職員37歳です。処分の日は令和5年6月23日、こちらにつきましては、令和5年3月29日午後5時9分ごろ、県道小片野駅部田線の御麻生園町地内で、法定速度40km/hのところを75km/hで走行し、35km/h超過のスピード違反行為をしたものでございます。こちらにつきましては戒告の処分としております。

続きまして、2ページですが、こちらは健康福祉部の課長補佐級職員58歳です。処分の日は令和6年1月19日。こちらにつきましては、令和5年5月5日午後2時19分ごろ、松阪市小津交差点付近の信号にて、信号待ちの車に追突し、3名に対し3か月以上の治療を要する怪我を負わせた玉突き人身事故でございまして、こちらは減給

10 分の 1、1 か月の処分としております。

続きまして、3 ページですが、こちらにつきましては、建設部の職員 27 歳です。令和 6 年 1 月 19 日。令和元年 9 月 24 日から令和 5 年 7 月 7 日の間、親睦会費を日常的に私的に出金し、遊興費として使用し、また、令和元年度の幹事終了後の令和 2 年 4 月から令和 5 年 7 月 7 日まで同様に出金をしたもので、これにつきましては停職 6 か月の処分としております。

続きまして、4 ページですが、こちらにつきましては、総務部の職員 45 歳です。処分は令和 6 年 2 月 9 日。令和 5 年 4 月 20 日午前 11 時 55 分頃、松阪市役所本庁舎 3 階の男子トイレにおいて、トイレのドアを足で蹴り損壊させたもので、これにつきましては減給 10 分の 1 6 か月の処分としております。

続きまして、5 ページですが、こちらにつきましては、教育委員会事務局の職員 50 歳です。処分は令和 6 年 3 月 29 日。令和 5 年 1 月 18 日午前 9 時 30 分頃、同乗者がシートベルトを装着していないにも関わらず公用車を発進させたうえ、歩道縁石にタイヤを乗り上げたことにより、車体が大きく跳ね上がり、同乗者が車内で上頭部を強打させ人身事故をおこしたもので、これにつきましては減給 10 分の 1 1 か月の処分としております。

以上、昨年度の懲戒処分の内容でございますけれども、市民の方には大変ご迷惑をおかけしました。

以上でございます。

【委員長】

議題 1 について職員課から、令和 5 年度の職員の処分の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

<質疑>

【委員】

トイレを破壊するというのは、あまりない。職場で何か腹立たしいことがあったとかそういうことなのか。

【職員課】

本人への聞き取りによると、トイレに入り、出るときに扉が外開きと思っていたら内開きだったため開かなかった。そこでパニックになって足で蹴って出ようとしたとのことである。

この職員については過去には上司に対する暴言等で 3 回ほど警告をしている。

【委員】

親睦会費の私的利用の件について教えていただきたい。

【職員課】

市職員の中で、ある学校の卒業生で親睦会を作っており、その会費等を私的に使用したものである。ただ、その親睦会の全員から嘆願書が出ていて、それを踏まえた処分としたものである。

【委員長】

何かほかにご質問等はございませんか？

ありがとうございます。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題 2 の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

昨年度に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げるものでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。令和 5 年度に提出されましたものにつきまして市民病院のほうから順にご説明申し上げます。

それでは資料 2 の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 7 月 3 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

令和 5 年度松阪市民病院職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長をはじめ 31 人です。

資料 4 ページから 5 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和 5 年 6 月 13 日に公示され、同年 6 月 23 日に組合員 370 人のうち 332 人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料 7 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 3 月 22 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

令和 5 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長から特別執行委員まで 28 人でございます。

つぎに、資料 8 ページをご覧ください。こちらは、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書で、役員改選選挙につきまして、令和 6 年 2 月 19 日に公示され、同年 3 月 11 日に組合員 969 人のうち 894 人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 28 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 7 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、

定期大会で承認されている者ですので、信任投票の対象にはなっていません。今回は、この7人を除く21人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、3点、「変更内容が正確に記載されているか？」ということと、「適正に選挙が執行されたかどうか？」、ということ、それから「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか？」について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認できましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上です。

【委員長】

議題2について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、議題3の「令和6年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和6年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりでございます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、東海支部の総会等につきましては、5月23日に岐阜県大垣市にて予定されておりまして、東海支部事務局への報告の締め切りの都合上、事前に委員のみなさまにご予定をお伺いしましたところ、みなさまご出席いただけるというご連絡をいただきましたので、出席する旨東海支部事務局に報告いたしました。当日は事務局職員1名も出席します。

このほか、全国公平委員会連合会本部研究会7月、総会が11月に予定されております。また三重県支部の総会等が10月中旬に鳥羽市で開催予定ですが、正確な日付が決定していませんので、わかり次第みなさまに連絡します。

本日は、7月の研究会と11月の総会（どちらも東京）につきまして、この機会に各委員の御出席について決めたいと思います。 よろしく申し上げます。

<参加する研修会の調整>

【委員長】

それでは決定しましたとおり各研修会への出席をお願いします。事務局は、それぞれの詳細がわかり次第、出席予定の委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【委員長】

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。